



【不法投棄による検挙数と検挙例】

検挙例 (平成 16 年)	罰 金
段ボール、雑誌など 140kg を路上に投棄	50 万円
ペットボトル、食品トレーなど 31kg を山林に投棄	30 万円
発泡スチロール箱、食品トレーなど 1.3kg を河川敷に投棄	20 万円

## なぜ 不法投棄をするの？

なぜ不法投棄をするのでしようか？ 「ルールに従ってごみを処分するのが面倒」「ごみの処分にかかる費用がもつたいない」「人に見つからなかったら大丈夫」などが主な理由のようです。

このような考えを持った心ない人たちが、不法投棄をするのです。

## 不法投棄された廃棄物の処分

不法投棄されている場所の多くは、人気のない山あいの道路わきや、川、雑木林などです。一度に大量のごみが捨てられていることもあり、1人が捨てたごみが次のごみを呼び、次から次へと増え続けていきます。



不法投棄されたごみは、そのほとんどが誰が捨てたのかわからないため、投棄現場の土地の所有者や管理者が処分しなければなりません。

鳥取市では、不法投棄された廃棄物を処分するために、平成16年度に、約1500万円もの費用がかかっています。心ない人のために、多くの労力や税金が無駄に使われています。

## 不法投棄撲滅の取り組み

鳥取市では、不法投棄を撲滅するために、次の取り組みを行っています。

### ■市関係課で組織する「不法投棄対策協議会」の設置

夜間パトロールを実施し、現行犯の確保に努めるほか、不法投棄の多発地帯に防止看板の設置、必要に応じて監視カメラの設置などを行っています。

### ■警察・保健所・郵便局などとの連絡体制の確立

不法投棄現場の発見や廃棄物などを載せた不審車両を見かけた場合など、連携して迅速な対応を図ります。

### ■不法投棄担当職員の配備

鳥取市を3ブロックにわけ、合併前の鳥取市と旧岩美郡地域は、本庁、旧八頭郡地域は用瀬支所、旧気高郡地域は気高総合支所を拠点に担当職員を配備し、パトロールや通報時の対応などの整備を図っています。

最近では、こういった取り組みの成果もあり、不法投棄の検挙率が格段に向上しています。

## しない、させない、不法投棄！

不法投棄を未然に防ぐためには、柵の設置や注意喚起の



ための看板の設置のほか、雑木・雑草を刈り込むなどして監視の目が行き届いていることを意識させるなど、不法投棄をさせない環境づくりも大切です。そのためには、土地の所有者、管理者、各地域の自治会などの協力は欠かせません。また、不法投棄をなくすためには、人として当然必要とされるモラルやマナー・ルールを守り、ポイ捨てや不法投棄を絶対にしない、させないことです。

こういったことが、美しい景観や豊かな自然がいつぱいの私たちのまちをいつそう魅力的なものとし、未来を担う子どもたちへ、かげがえのない財産として受け継がれていきます。

市民全員の力で、不法投棄をしない、させないだれもが住みよいまちにしていきましょう。

**問い合わせ先** 市役所本庁舎 生活環境課 ☎(0857) 2013217